



相模原市マスコットキャラクター さがみん

相模原市内中小企業の皆様へ



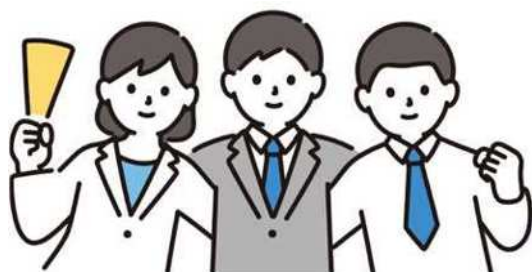
申請書類はこちらから  
ダウンロードしてください

# トライアル発注認定製品

令和7年度 募集のお知らせ

# Made in メイドイン さがみはら Sagamihara.

相模原の優れた技術、ここに集結。



認定されると・・・

市ホームページ等でのPRのほか、  
展示会への出展、カタログ作成など  
さまざまな市支援策の対象となります

**申請期限** | **令和7年 5月16日(金) 17時 必着**

## 対象者

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者等

## 対象となる 新製品等

次の要件をすべて満たす新製品及び新役務

- ✓ 申請時に、販売開始からおおむね5年以内であること
  - ✓ 既存製品等とは、著しく異なり、優れた使用価値を有すること
  - ✓ 市場性が見込まれること
  - ✓ 市の機関において、用途が見込まれること
  - ✓ 製品の生産及び役務の提供方法や、資金調達が確実に実行可能であること
- ※ 食品、医療品、医薬部外品及び化粧品、工事における工法及び技術は対象外

## 認定期間

認定日から令和10年 3月31日まで（市が随意契約で購入できる期間）  
※ 申請後、プレゼンテーション形式の選考を行い、審査結果を通知します。

## 申請方法 申請先

直接持参、Eメールまたは郵送に限ります。（FAX不可）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市 産業支援・雇用対策課  
電話 042-707-7154(直通) メール sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

# 「相模原市トライアル発注認定制度」について

## 目 的

優れた新製品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し、その新製品・新役務の販路開拓を支援するとともに、その一部を市が試験的に購入し、評価する制度です。  
※市は認定製品について一定の審査をしていますが、製品の品質等を保証するものではありません。

## 認定対象者

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者等

## 認定要件

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ○既存製品等とは著しく異なる優れた使用価値 | ○市場性の見込み           |
| ○生産・提供、資金調達方法の確実性     | ○相模原市の機関における使途の見込み |

## 認定期間

認定された日から2年後の年度末まで

## 認定されると・・・

- ・市HPへの掲載やPR動画・カタログ作成などによる認定製品のPR
- ・展示会やイベントに「相模原市トライアル発注認定製品」として出展
- ・(公財)相模原市産業振興財団が実施する「見本市出展助成事業」における助成率等の優遇  
※別途審査があります。
- ・市の機関における試験導入及び製品評価(随意契約)  
※認定された製品すべてを購入するものではありません。



テクニカルショウヨコハマへの出展

